

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程  
(社会福祉法人林田保育園)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人林田保育園の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づきおかれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用の弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員が、理事会、監査及び評議員会に出席したときは、別表1により、1回分の費用弁償を支払うものとする。

2 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、旅費規程により支弁する。

3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により支弁する。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、その職務の遂行に当たった日が出勤日の場合は、この規程を適用しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月11日から施行する。

別表1

会議	対象者	費用弁償 (1回につき)
理事会	理事、監事	2,000円
監事監査	監事、理事	2,000円
評議員会	評議員、理事、監事	2,000円